



報道関係各位

2010年3月9日
ジェットスター航空

ジェットスター航空 4月～6月期「燃油特別付加運賃」(燃油サーチャージ)額を申請

カンタス航空グループのジェットスター航空 日本支社(大阪府大阪市、日本支社長:片岡 優)は、2010年4月1日～2010年6月30日支払い分までの「燃油特別付加運賃」(燃油サーチャージ)額とその改定条件を下記の通り変更することに決定し、3月5日付けで国土交通省に申請いたしました。

記

燃油特別付加運賃と改定条件に関して

- 対象路線 : 日本ーオーストラリア間 国際線
- 適用期間 : 2010年4月1日～2010年6月30日支払い分まで
- 運賃額 : 日本発着国際線 1 区間あたり 9,000 円
(日本で支払いが行われる場合)
- 改定条件 : 燃油価格の変動に対する措置
2010年4月より燃油特別付加運賃額を3ヶ月間固定します。なお、2010年7月1日以降の燃油特別付加運賃額は、2010年2月～2010年4月の3ヶ月間のシンガポールジェットケロシン市況価格の平均値を用いて下記条件に従って改定いたします。

シンガポールケロシン価格 (1バレル)	燃油特別付加運賃額
80ドルを下回った場合	6,000円
70ドルを下回った場合	3,000円
60ドルを下回った場合	廃止

- 適用条件 : 搭乗時満2歳以上の全てのお客様を対象とします。
ただし座席を使用しない満2歳未満の幼児は対象となりません。

- 備考 : オーストラリア国内線運航区間の料金は「燃油特別付加運賃」が含まれています。